

厚木市子ども育成条例の一部改正の骨子

1 目的

本市では、こどもの健やかな成長と、保護者が子育てに誇りと喜びを感じてもらえる環境づくりを進めるため、平成24年に「厚木市子ども育成条例」（以下「条例」という。）を制定し、多様な施策・サービスに取り組んできました。

条例制定から12年が経過する中、本市は県内でも有数の「子育てのまち」として認知されるようになりました。一方で、想定を上回る少子化の進行に加え、児童虐待の増加やヤングケアラーの顕在化など、自治体規模では対処しきれない複雑・複合化した課題が全国的に深刻となってきました。

国は、こうした課題に対処するため、令和4年に「こども基本法」（以下「法」という。）を制定し、こどもに関する取組や施策を社会の真ん中に据えて強力に進めていこうという大きな方針を打ち立てました。

本市においても、これに準じて一体的な取組を進めるものですが、法との整合性を図るため条例の一部を改正するものです。

2 改正の考え方及び主な改正点

児童虐待や貧困といった社会的課題を背景に、法にこどもの権利保障に関する規定が設けられました。

条例においても、こどもの権利を守ることをより明確にするため、こどもの基本的人権の尊重について定めるなど、所要の措置を講じるものです。

- (1) 法では、心と身体の発達の過程にある者を平仮名で「こども」と定義し、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、妊娠期を始めとするライフステージに応じて切れ目なく支援していくことを示しています。このことから、条例の題名を始め、条例中で用いる「子ども」の表記を平仮名に変更します。
- (2) 条例の基本理念は、法の趣旨を踏まえることとします。
- (3) 基本理念に、こどもの人権尊重並びにこどもの意見表明及びその尊重に関する項目を加えます。
- (4) 児童虐待、ヤングケアラー問題、こどもの貧困など、こどもを取り巻く様々な課題に対応しながら、本市の子育て環境の更なる充実を図る上では、市民が果たすべき役割は重要になることから、「市民の役割」を定める規定を新たに設けます。
- (5) 条例の基本理念に、こどもの意見表明の機会確保及びその意見を尊重する旨を加えることに伴い、こどもに関する計画等にこどもの意見を反映させることを担保するための規定を新たに設けます。
- (6) 子ども育成推進委員会の所掌事項を、「市が実施する子育て環境の充実を図るための施策の審議」とし、併せて、子ども・子育て支援法の規定に基づく合議制の機関を兼ねるものと再定義します。

こども基本法とこども育成条例（改正後）の基本理念の主な対応関係

こども基本法

こども育成条例（改正後）

第3条第1号 こどもの人権の尊重・差別の防止

第2条第1号 こどもの意見と最善の利益の尊重

第3条第2号 こどもの健やかな成長と教育を受ける権利

第2条第2号 こどもの成長する力の支援

第3条第3号 こどもの意見表明と社会参画

第3条第4号 こどもの最善の利益の優先

第2条第3号 保護者の子育ての喜びを深める支援

第3条第5号 子育て家庭のサポート・家庭環境の整備

第3条第6号 子育てに夢と喜びを感じられる社会の実現

第2条第4号 地域社会による子育て支援

3 厚木市子ども育成条例の一部改正

項目	改正前	改正後
題名の変更	厚木市子ども育成条例	厚木市こども育成条例
こどもの表記	「子ども」	平仮名表記「こども」に変更します。 ※「子ども・子育て支援法」の表記は変更しません。
基本理念に法の趣旨を踏まえること	規定されていません。	「こども基本法」の趣旨を踏まえる旨を規定します。
基本理念	3項目	4項目に改め、こどもの人権尊重及びこどもの意見表明について規定します。
市民の役割	規定されていません。	市の施策に関心と理解を深め、協力するよう努めることを規定します。
こどもの意見の反映	規定されていません。	こどもにかかわる計画等の策定に当たって、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることを規定します。
子ども育成推進委員会	所掌事務について、整理します。	
その他	文言整理等の所要の措置を講じます。	

4 関係例規の整備

- (1) 厚木市子ども育成推進委員会規則
 - ア 委員会名を「厚木市こども育成推進委員会」に改め、規則中「子ども」を平仮名表記に改めます。
 - イ 引用条項を改めます。
- (2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
「子ども育成推進委員会」を「こども育成推進委員会」に改めます。

5 施行日

公布の日を予定しています。

6 条例改正のスケジュール

令和7年9月	厚木市子ども育成推進委員会、意見交換会の開催
11月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	例規審査会
2月	厚木市議会議案提案
3月	周知、改正条例公布・施行

**厚木市子ども育成条例の一部改正の骨子（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和7年11月4日（火曜日）から令和7年12月4日（木曜日）まで

2 意見の件数等

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 10人 |
| (2) 意見の件数 | 15件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件 |

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したものの
1 条例改正について			
1	子どもを、こどもの表記に変えること、とてもいいと思います。	いただいた御意見に基づき、今後につきましても、こどもまんなか社会の実現に向け、様々な取組を展開してまいります。	
2	厚木市子ども育成条例の一部改正に賛成します。		
3	法令に関する内容はよく分かりませんが、すべての子どもたちが安心して健康に過ごせる街になって欲しいと思います。		
4	いいと思う。		
2 その他こども施策について			
5	健康で健やかに育てられる様に道徳教育、思い遣る気持ちの育成教育を充実して頂きたいと思っております	今後もこどもたちの心身の健やかな成長のために、子育て環境の充実に努めてまいります。	

6	<p>第1子から保育料が無償になると嬉しい。子育て中は、おむつ支援がとても有難かった。保育料の3.4万円が無償になるだけでも生活は大きく変わる。</p>	<p>保育所等を利用している兄弟姉妹がいる場合、年齢が上のこどもから順に数え、2人目は半額、3人目以降は無償化されております。</p> <p>なお、年収360万円未満相当の世帯につきましては、第1子から無償化されております。</p> <p>第1子からの保育料無償化につきましては、本市全体の子育て施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、国や県の動向を注視しつつ、研究してまいります。</p>	
7	<p>幼稚園の無償化を検討してください。</p>	<p>幼稚園につきましては、国の法律により、全てのこどもの利用料について、国、県、市が補助することで、25,700円を上限に無償化されておりますが、市内の幼稚園は全て私立の幼稚園であるため、各園の特色・サービスに応じた実費を徴収しております。</p> <p>国においては、上限額の変更等の情報はありませんが、国や県の動向を注視してまいります。</p>	
8	<p>こどもの遊ぶ屋内施設を増やして欲しい。夏は外で遊べず、公園が増えても遊べない。</p>	<p>屋内施設といたしましては、子育て支援センターや市内38箇所に設置した児童館がございます。</p> <p>子育て支援センターでは、未就学児とその保護者を対象に、こどもを遊ばせながら子育て相談ができる全天候型の子育てサロンを設けており、現在、遊びや体験から学びにつなげる機会を提供できるよう、リニューアルに向けて基本計画の策定を進めております。</p>	

9	<p>おむつ支給を3歳まで伸ばしてほしい。</p>	<p>本市では、子育て世帯を応援するため、こどもを養育している世帯に対し、第1子、第2子は最長12か月分、第3子以降は2歳になる誕生日まで、紙おむつ等を自宅へお届けしております。</p> <p>支給期間の延長については、本市全体の子育て施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、今後研究してまいります。</p>	
10	<p>流行しているインフルやコロナ予防接種の助成金はもっと増やしてほしい。</p>	<p>本市では、これまで生後6か月から小学生までのお子さんにインフルエンザ費用の一部を助成していましたが、令和6年度から高校3年生相当までに対象者を拡大しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症予防接種の助成は、こどもを対象とはしておりません。</p> <p>助成金の増額や対象範囲の拡大については、本市全体の施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要があり、予防接種については、その効果も検証する必要がありますので、今後研究してまいります。</p>	
11	<p>住宅購入費や家賃の補助金を作ってほしい。</p>	<p>本市では、市外から転入する子育て中の若年世帯又は市内に居住している子育て中の若年世帯が、市内で新たに住宅を取得する場合、住宅取得費用の一部を補助しております。</p> <p>家賃補助についての要望は、所管の部署に情報共有いたします。</p>	

12	<p>物価上昇に伴い、こども用品に使えるクーポンみたいなものがほしい。</p>	<p>本市では、子育て家庭が安心して暮らせる環境を整えるため、多岐にわたる市独自の施策を充実させております。</p> <p>今後につきましても、引き続き、関係機関等との連携を図りながら、こども用品に使えるクーポン等の物価高対策については、本市全体の施策や他の助成制度とのバランスを考慮する必要がありますので、研究してまいります。</p>	
13	<p>中学校の部活を無くさないでほしい。</p>	<p>現在、少子化に伴う生徒数の減少により、部活動の維持が難しい状況となっております。将来にわたって生徒の皆さんが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するために、部活動の地域での展開について、地域全体で仕組みを構築していくことが重要と考えております。今後も、地域と連携しながら、部活動の存続や充実を図るための取組を進めてまいります。</p>	
14	<p>高校受験は公立で第1第2希望と2校選択可能にして、チャレンジも出来るようなシステムを考えてほしい。</p>	<p>高校受験の方法については、毎年、神奈川県教育委員会が決定しております。</p>	

15	<p>親が子どもを放置して死亡させた事件の様な事が二度と起こさない様に幼稚園、保育園、小中学校、高校に通っていない若しくは、少ししか通っていない子どもや先生から問題を抱えている子どもを漏れなく毎月把握する事。その最新情報を自治体、警察で毎月共有する事。先生若しくは、然るべき方が該当する問題を抱えた保護者、子どもと直接会って状況を確認し自治体に報告する事。その上でさぼらず、自分事と捉えて子どもの生命を守る事。</p>	<p>本市では、要保護児童等の早期発見及び保護や支援のため、関連部署が連携を図り、情報共有に努めております。</p>	
----	---	--	--

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 こども育成課
- (2) 連絡先 046-225-2262

5 結果公開日

令和7年12月26日 公開

令和8年度特定教育・保育施設の利用定員について

資料2-1

利用定員の設定及び変更施設一覧

No	施設種別	施設の名称	新設 又は 変更	利用定員の 変更等予定 年月日	変更前の利用定員数					変更後の利用定員数					差し引き					備考
					1号認定	2号認定	3号認定 (1-2歳)	3号認定 (0歳)	計	1号認定	2号認定	3号認定 (1-2歳)	3号認定 (0歳)	計	1号認定	2号認定	3号認定 (1-2歳)	3号認定 (0歳)	計	
1	認定こども園(幼稚園型)	はやし幼稚園	変更	R8.4.1	135	64	16	0	215	135	67	13	0	215	0	3	-3	0	0	園児の保育希望に対応するため
2	認定こども園(幼稚園型)	厚木緑ヶ丘幼稚園	変更	R8.4.1	120	60	0	0	180	105	70	0	0	175	-15	10	0	0	-5	園児数の減少及び園児の保育希望に対応するため
3	認定こども園(幼稚園型)	厚木幼稚園	変更	R8.4.1	105	80	0	0	185	75	80	0	0	155	-30	0	0	0	-30	園児数減少のため
4	認定こども園(幼稚園型)	とびお幼稚園	変更	R8.4.1	135	50	0	0	185	105	50	0	0	155	-30	0	0	0	-30	園児数減少のため
5	認定こども園(幼稚園型)	光ヶ丘幼稚園	新設	R8.4.1	0	0	0	0	0	111	36	0	0	147	111	36	0	0	147	子ども・子育て支援新制度へ移行するため
6	認定こども園(幼稚園型)	清和幼稚園	新設	R8.4.1	0	0	0	0	0	80	20	0	0	100	80	20	0	0	100	子ども・子育て支援新制度へ移行するため
7	認定こども園(幼稚園型)	森の里幼稚園	新設	R8.4.1	0	0	0	0	0	10	10	0	0	20	10	10	0	0	20	子ども・子育て支援新制度へ移行するため
8	幼稚園	七沢幼稚園	新設	R8.4.1	0	0	0	0	0	36	0	0	0	36	36	0	0	0	36	子ども・子育て支援新制度へ移行するため
9	幼稚園	厚木さくら幼稚園	新設	R8.4.1	0	0	0	0	0	75	0	0	0	75	75	0	0	0	75	子ども・子育て支援新制度へ移行するため
10	保育所	みどり保育園	変更	R8.4.1	0	85	45	20	150	0	63	41	16	120	0	-22	-4	-4	-30	園児数減少のため
11	保育所	もみじ保育園	変更	R8.4.1	0	68	37	15	120	0	60	36	9	105	0	-8	-1	-6	-15	園児数減少のため
合計					495	407	98	35	1,035	732	456	90	25	1,303	237	49	-8	-10	268	

案件数 (入力不要)	協議時期 (入力不要)	施設種別 (プルダウンから選択)	施設名	設置主体 (プルダウンから選択)	設置主体名称	整備概要	整備区分 【事業区分】 (プルダウンから選択)	保育所等 国庫補助率 (プルダウンから選択)	教育部分 国庫補助率 (プルダウンから選択)	現定員(1号定員 含む合計定員。)	整備後 定員 (1号定員含む 合計定員。)	増加定員 (1号定員含む 合計定員。)(入力 不要)	「保育提供体制の 確保のための実施 計画」の採択による 補助率の嵩上げ適 用 (プルダウンから選 択)	国土強靱化地 域計画 (プルダウンから 選択)	事業計画年 数 (記入不要)	進捗率(%) (数字のみ入力)			完成予定年月 日	優先順位 (プルダウン から選択)	事業着手予定 月 (プルダウンか ら選択)
																2026年度	2027年度	2028年度			
1	第1回	幼稚園型認定こども園	厚木田園幼稚園	学校法人	学校法人 厚木田園学園	床改修工事	大規模修繕等	1/2	1/2	360	360	0	⑤採択による補助率嵩上げなし	明記済	単年度	100%			R8.8.31	5	R8.5
2	第1回	幼稚園型認定こども園	厚木幼稚園	学校法人	学校法人 厚木バプテスト学園	床改修工事	大規模修繕等	1/2	1/2	185	185	0	⑤採択による補助率嵩上げなし	明記済	単年度	100%			R8.8.31	2	R8.5
3	第1回	幼稚園型認定こども園	小点幼稚園	学校法人	学校法人 白山学園	床改修工事	大規模修繕等	1/2	1/2	170	170	0	⑤採択による補助率嵩上げなし	明記済	単年度	100%			R8.8.31	3	R8.5
4	第1回	幼稚園型認定こども園	とびお幼稚園	学校法人	学校法人 東京音楽学院	空調機器更新	大規模修繕等	1/2	1/2	185	185	0	⑤採択による補助率嵩上げなし	明記済	単年度	100%			R8.8.31	4	R8.5
5	第2回	保育所	妻田保育園	社会福祉法人	県央いずみ会	建替え整備	改築	1/2		150	150	0	⑤採択による補助率嵩上げなし	明記済	3か年	30%	60%	10%	R10.6.30	1	R8.8

令和8年度誰でも通園実施予定施設一覧

資料4-1

No.	施設名	施設区分	実施方式	開始予定時期	利用定員（人）				実施予定曜日	実施予定時間
					0歳児	1歳児	2歳児	計		
1	キンダーガーデンこぼと	保育所	一般型	R8.4	0	1	1	2	月～金	8:30～16:30
2	はぐくみの丘保育園	保育所	一般型	R8.4	0	1	1	2	月～金	8:30～16:30
3	厚木こぼと保育園	保育所	一般型	R8.4	0	1	1	2	月～金	8:30～16:30
4	厚木田園幼稚園	認定こども園（幼稚園型）	一般型	R8.4	0	3	3	6	月～金	9:00～14:00
5	はやし幼稚園	認定こども園（幼稚園型）	一般型	R8.4	0	0	2	2	月～金	7:30～19:00
6	厚木緑ヶ丘幼稚園	認定こども園（幼稚園型）	一般型	R8.4	0	0	3	3	月～金	7:30～19:00

子ども・子育て支援事業計画(代用計画)

【乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)】

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな事業です。令和8(2026)年度から全国の自治体において実施することになっており、現行の地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備を進めます。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

【担当課：こども育成課、保育課】

		単位	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)
0歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
	確保 方策	年間延べ 人数	-	324	312	300	288
1歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
	確保 方策	年間延べ 人数	-	468	444	408	384
2歳児	量の 見込み	年間延べ 人数	-	432	396	360	336
	確保 方策	年間延べ 人数	-	432	396	360	336

【満三歳以上限定小規模保育事業】

令和8(2026)年度から、満3歳未満の乳幼児を対象として実施してきた小規模保育事業(利用定員6人～19人)において、満3歳以上の児童を対象とした施設の設置が可能となりました。

本市では待機児童が発生していないため、量の見込みは零となっております。

※今後、待機児童が発生した場合においては、必要に応じて整備を進めます。

【担当課：保育課】